

郡上市告示第 6 5 号

郡上市空き家等活用地域振興補助金交付要綱を次のように定める。

平成 2 7 年 3 月 3 1 日

郡上市長 日 置 敏 明

郡上市空き家等活用地域振興補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、地方創生を推進するため各地域においてまちづくり活動を進める団体（以下「団体」という。）が、空き家等を活用することにより、まちづくり活動の活性化、移住人口の増加等の推進を図ることを目的とし、当該団体が行う事業のうち必要と認める経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、郡上市補助金等交付規則（平成 1 6 年郡上市規則第 3 9 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象団体等)

第 2 条 対象となる団体は、市内に主たる事務所及び活動場所を有する市民活動団体、特定非営利活動法人、公益法人、社会福祉法人、学校法人、ボランティア団体、地縁組織、協同組合等の民間非営利組織、行政を構成員に含む協議会等で次の全てに該当する団体とする。

- (1) 1 0 人以上の構成員で組織されていること。
- (2) 組織の運営に関する定款、規約又は会則等が定められていること。
- (3) 予算・決算及び会計処理が適正に行われると見込まれること。
- (4) 原則として今後 1 0 年以上継続して活動を行うことが見込まれること。
- (5) 特定の政治、宗教活動又は営利活動を目的とした団体ではないこと。
- (6) 公序良俗に反しない団体であること。

(交付の条件)

第3条 前条に規定する団体は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 空き家等を、原則10年を超える期間、補助金の目的に沿って活用すること。
- (2) 空き家等を改修する際は、事前に所有者の承諾を書面で得ること。
- (3) 国又は地方公共団体から助成を受けた空き家の改修部分を除いた箇所を改修の対象とすること。
- (4) 改修後の空き家の使用料等については、交付要綱の趣旨に合致した空き家改修、予め計画した地域づくり事業等に充てること。

(補助対象事業等)

第4条 この補助金の交付対象となる事業等は、別表のとおりとする。

(審査会)

第5条 補助金の交付に関して審査を行うため、郡上市空き家等活用地域振興補助金審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 審査会は、副市長、市長公室長、総務部長、その他職員のうちから市長が命ずる委員若干名をもって組織する。
- 3 市長は、特に必要があると認めるときは、前項に掲げる委員のほか学識経験者その他適当と認める者を委員に委嘱することができる。
- 4 委員長は、副市長をもって充てる。
- 5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指定する委員がその職務を代理する。
- 6 審査会は、必要に応じて申請団体から意見聴取を行うことができる。
- 7 審査会は、別に定める基準に基づき、事業内容を審査する。

(補助金の返還)

第6条 市長は、補助金の交付を受けた団体が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 10年を超える期間を経過しないうちに、空き家等を補助金の目的以外に供したとき。
- (2) 10年を超える期間を経過しないうちに、補助を受けて改修した部分の撤去又は著しい改修を行ったとき。

(3) 第3条第4号の規定に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、この告示の規定に違反する行為があったと市長が認めたとき。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

#### 別表（第4条関係）

| 補助対象事業   | 補助対象経費   | 補助率             | 補助限度額                                       |
|--|--|-----------------|---|
| まちづくり活動の活性化、移住人口の増加等につながることを目的に、空き家等を改修し団体自らが管理運営する移住体験施設、移住者向け住宅、地域づくり活動の拠点等として活用するもの | (1) 空き家等の外装、内装、設備改修工事に要する費用<br>(2) 事業効果を促進するためのソフト事業に要する経費 | 補助対象経費の10分の10以内 | 900万円<br>(ただし、1世帯当たりの改修補助対象経費は300万円を上限とする。) |